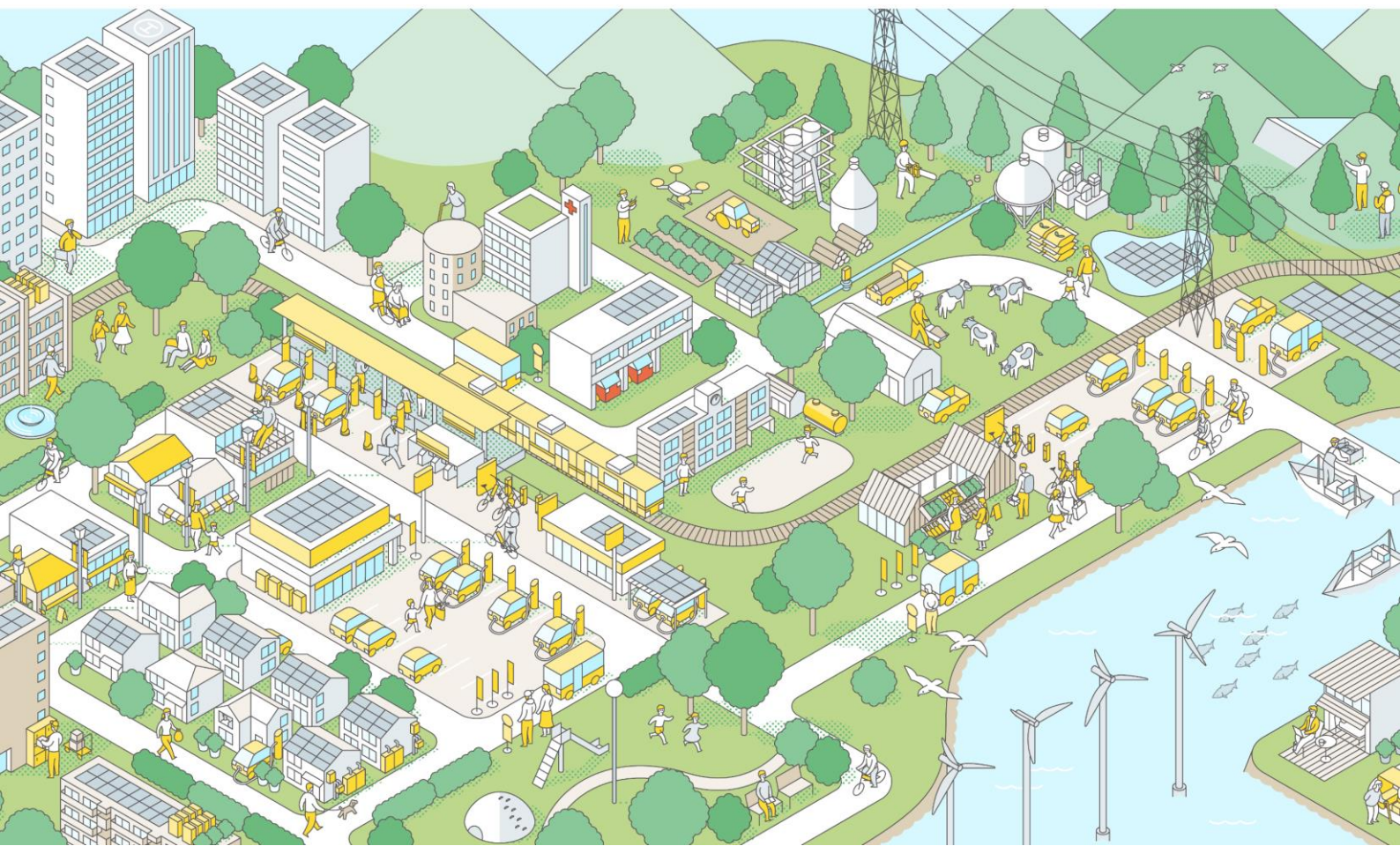


脱炭素先行地域づくりガイドブック (第2版)



令和4年6月
環境省

本ガイドブックの構成

本ガイドブックは、地方公共団体とステークホルダーの皆様が、脱炭素先行地域づくりを検討、申請及び実践する際の参考となる手引きとなることを目的に作成したものです。

1章で地域脱炭素の趣旨を押さえた上で、2章において脱炭素先行地域の趣旨及び概要を、3章において脱炭素先行地域の選定プロセスや考え方、選定要件等を、4章以降において、脱炭素先行地域の提案手続や取組状況のフォローアップ等について確認できます。

目次

01	地域脱炭素の趣旨	3
02	脱炭素先行地域の趣旨・概要	
①	脱炭素先行地域とは	6
②	脱炭素先行地域の範囲の種類の例	7
③	脱炭素先行地域の流れ	8
03	脱炭素先行地域の選定等	
①	脱炭素先行地域の選定プロセス	9
②	脱炭素先行地域の選定の考え方	10
③	脱炭素先行地域の選定要件	10
④	各選定要件の確認事項及び評価事項	11
04	提案手続き	
①	提案者	26
②	計画提案書及び記載事項	26
③	提出資料の様式、提出方法	28
④	提案に当たっての留意事項	28
05	取組状況のフォローアップ等	
①	進捗管理・計画最終年度の取組評価	29
②	取組状況のフォローアップ	29
06	主な関連予算（環境省）	30
07	参考情報	33

問い合わせ先	34
--------	----

START!



地域脱炭素の趣旨とは

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

これらの目標の達成のためには、国と地方の協働・共創による取組が必要不可欠です。このため、内閣官房長官を議長とする国・地方脱炭素実現会議が設置され、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）が策定されました。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として施策を総動員するとされました。そして2030年以降も全国へと地域脱炭素の取組を広げ、2050年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指すと考えられました。

地域脱炭素が目指すもの

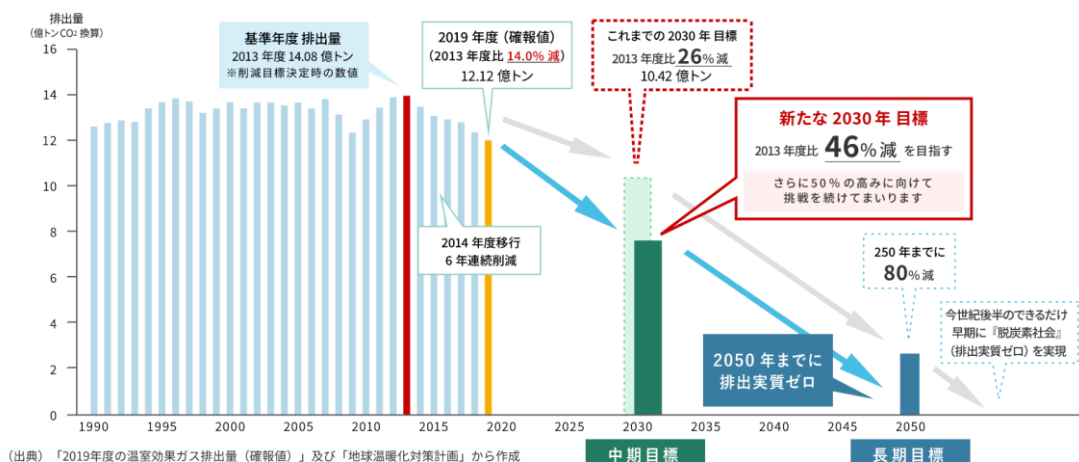
全国の各地域では、少子高齢化に対応し、強み・潜在力を生かした自律的・持続的な社会を目指す地方創生の取組が進んでいます。地域脱炭素の取組も、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして地方創生に寄与するように進めることが重要です。

そのためには、特に地域における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入拡大が鍵となります。地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中（※）、地域の企業や地方公共団体が中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネポテンシャルを有効利用することは、地域の経済収支の改善につながることを期待できます。

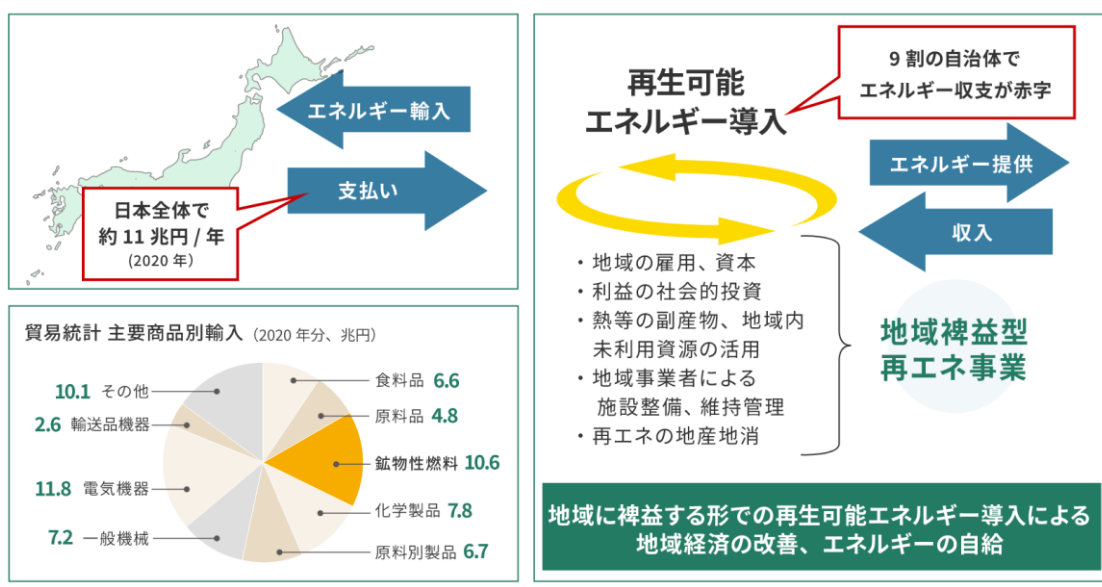
※ 財務省貿易統計によると、我が国の鉱物性燃料の輸入額は2020年の1年間で約11兆円にのぼります。また、環境省において2015年度の市町村別のエネルギー代金の域内外収支を産業連関表を用いて算出したところ、約9割の市町村で域外への支出が上回っています。また、地元の自然資源を生かして食料・木材等を産出することは、輸送にかかるCO2を減らすとともに、地域産業を支えることにつながります。地域資源を生かし、「消費する地域」から「生み出す地域」に移行し、その収益を地域内で再投資することで、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができます。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。従来の2013年比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%の高み**に向けて挑戦する旨を表明。
- 2021年10月22日、「地球温暖化対策計画」が閣議決定。上記目標が政府目標に。



地域の再生可能エネルギーの活用等による地域経済への効果



加えて、地域脱炭素の取組は、経済循環以外にも、防災減災や生活の質の向上など以下の例のように、様々な地域の課題の解決にも貢献し得ると考えられます。

- ・ 分散型エネルギーの導入は、非常時のエネルギー源確保となり、災害に強い地域づくりにつながります。
- ・ 住宅の断熱性等の向上や、再エネを活用したMaaS等の新しいサービス形態による交通システムの整備等は、将来世代を含む地域住民の健康の維持と暮らしの改善につながります。
- ・ 再エネ等の地域資源を活かす自立分散型の地域づくりは、勤務地や住居が大都市圏から地方への分散移住（一極集中の解消）につながります。
- ・ 森林や里地里山を手入れしながら、木材や自然資源（バイオマス）として活用することは、豊かで美しい自然を守り、共生する人間らしいライフスタイルの再構築につながります。

令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議 地域脱炭素ロードマップ概要資料

地域脱炭素ロードマップのキーマッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

経済・雇用

再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

非常時のエネルギー確保
生態系の保全

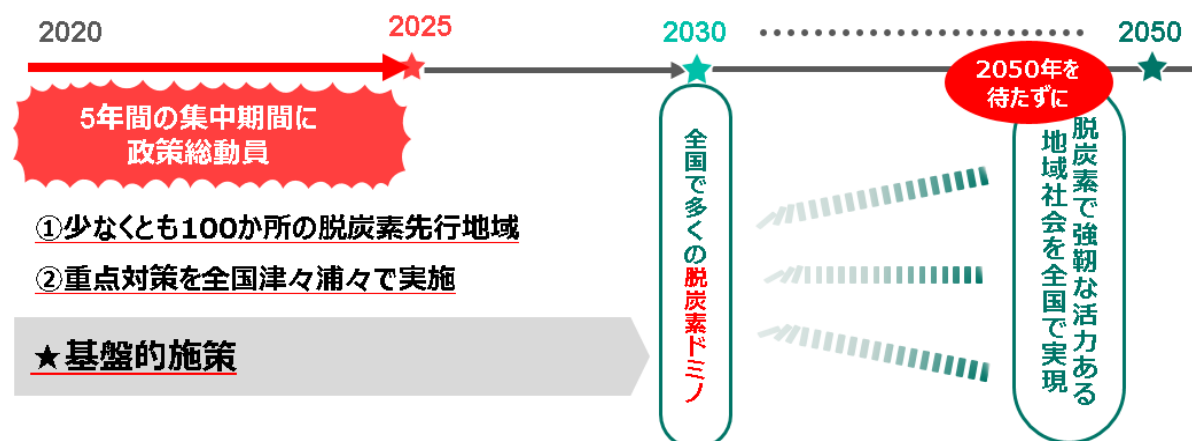
✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**

✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**（2015年度）

✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

02

脱炭素先行地域の趣旨・概要

1 脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出（※）の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしております。

※ 民生部門のCO₂排出量は、2030年46%削減の目標達成に向けて、家庭部門で66%、業務その他部門で50%と、他部門よりも、より一層の対策が求められています。このような中、民生部門の電力は、再エネなど今ある技術でCO₂排出実質ゼロを実現する事が可能であることから、2030年に前倒して民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを達成することとしています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	約6.8程度	▲45%	▲25%
産業部門	4.63	約2.9程度	▲37%	▲7%
業務その他部門	2.38	約1.2程度	▲50%	▲40%
家庭部門	2.08	約0.7程度	▲66%	▲39%
運輸部門	2.24	約1.4程度	▲38%	▲27%
エネルギー転換部門	1.06	約0.6程度	▲43%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、 メタン、N ₂ O	1.33	約1.15程度	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	約0.22程度	▲44%	▲25%
吸収源	-	約▲0.48程度	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の 国際的な排出削減・吸収量を確保			-

2 脱炭素先行地域の範囲の種類の例

脱炭素先行地域の範囲は、全域、行政区、中心市街地、集落等一定のまとまりを持つ既存の範囲に基づくものが原則です（なお、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群は例外となります）。地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられますが、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。

また、脱炭素先行地域は、複数の地方公共団体が連携して取り組むことも可能です。

▼想定される種類の例

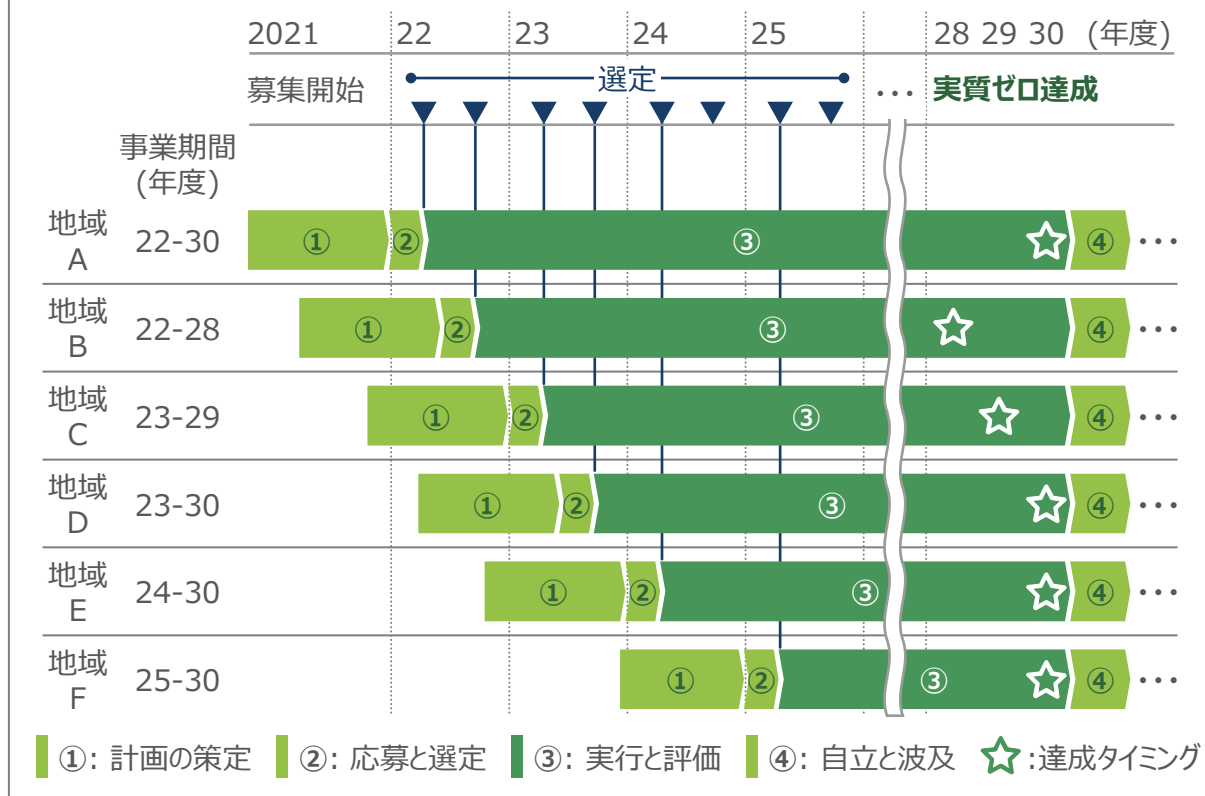
全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活 エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・ 商業 エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等） 大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然 エリア	農村・漁村・山村 離島 観光地・自然公園等
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

3 脱炭素先行地域の流れ

脱炭素先行地域については、2025年度までに少なくとも100か所を選定することを予定しており、年2回程度の募集を予定しています。

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体（以下「選定地方公共団体」という。）は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告することとし、環境省はその内容を確認し、必要に応じ、脱炭素先行地域評価委員会（以下「評価委員会」という。）において選定地方公共団体からヒアリングを行い、評価分析します。また、選定地方公共団体は、計画の最終年度末に、自らの取組状況や結果を評価し、環境省に報告し、評価委員会が最終評価を行います。

▼各年度の選定及び進捗管理・評価イメージ



03

脱炭素先行地域の選定等

1 脱炭素先行地域の選定プロセス

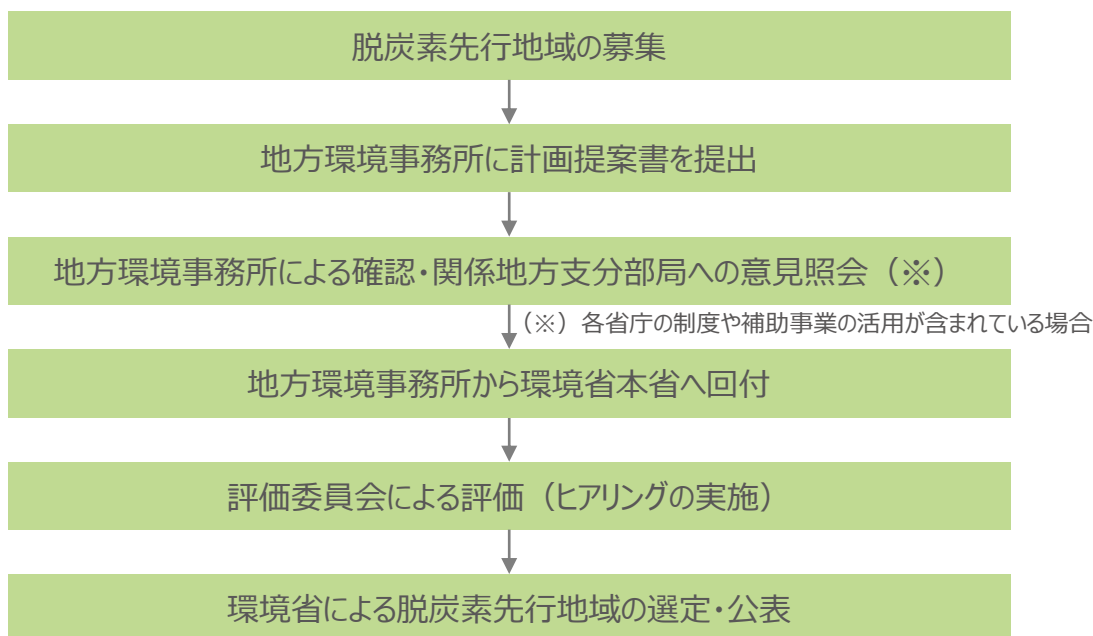
1. 計画提案

2025年度までを目途として、環境省が脱炭素先行地域の計画提案を、年2回程度、一定期間募集します。応募する地方公共団体は、当該募集期間、地方環境事務所に計画提案書を提出していただきます。地方環境事務所で計画提案書を確認した上で、各省庁の制度や補助事業の活用が含まれている場合は、関係する地方支分部局への意見照会を行い、本省に回付します。その後、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ、環境省が脱炭素先行地域を選定します。

2. 脱炭素先行地域評価委員会

評価委員会では、必要に応じて、対面又はWeb会議によるヒアリング（説明7分・質疑18分程度）を行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して地方環境事務所より連絡します。

▼選定プロセス フロー



2 脱炭素先行地域の選定の考え方

脱炭素先行地域の選定にあたっては、地域脱炭素ロードマップを踏まえ、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方公共団体での再エネ発電量の割合等のほか、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する点等の観点から評価を行い、評価の高いものを選定します。

具体的には、③に示す脱炭素先行地域の選定要件ごとに、必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、脱炭素先行地域の範囲の類型等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

3 脱炭素先行地域の選定要件

脱炭素先行地域の選定要件は以下のとおりです。

- | | |
|-----|---|
| 1-1 | 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを実現すること |
| 1-2 | 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO ₂ やCO ₂ 以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること） |
| 2 | 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入 |
| 3 | 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上 |
| 4 | 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定 |
| 5 | 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等） |
| 6 | 取組の進捗管理の実施方針及び体制 |
| 7 | 他地域への展開可能性 |
| 8 | 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等 |

※ 脱炭素先行地域の要件（確認事項・評価事項）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（6章参照）の対象事業とは異なりますので、御留意ください。
詳細は、当該交付金の交付要綱を参照ください。

4 各選定要件の確認事項及び評価事項

1-1

2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること

確認事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となる計画であること

評価事項

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が大きいこと
- 対象となる電力需要家との合意形成の見通しを踏まえた電力需要量となっていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費等の割合を可能な限り高くすること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体で発電する再エネ電力量の割合を、可能な限り高くすること
- 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

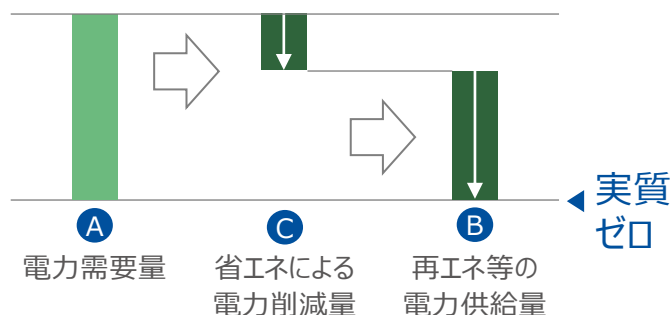
▼確認事項の該当性の確認方法（CO2排出実質ゼロの達成）

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に対して、同地域内の再エネ等の電力供給量及び省エネによる電力削減量の合計が同等とすることで、実質ゼロを達成します。

$$\text{A 民生部門の電力需要量} = \text{B 再エネ等の電力供給量} + \text{C 省エネによる電力削減量}$$

※ 固定価格買取制度（FIT制度）を利用して発電・売電される電力を脱炭素先行地域内で消費する場合は、環境価値が付加された状態で調達されたものを除き「再エネ等の電力供給量」には含みません。

▼CO2排出実質ゼロのイメージ



A 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量（kWh）

1 公共施設については、電力会社との契約情報（検針票等）から、施設ごとの直近年度の年間電気使用量（kWh/年）を把握し、集計します。

2 民間施設については、事業者と電力会社との契約情報を、民間施設に対するアンケート調査、又は個別のヒアリング等により把握します。

業務部門の電力需要量については、当該施設の都道府県（A県とする）のエネルギー消費統計データから得られた業務部門電力消費量（kWh）（※1）をA県の業務施設延床面積（m²）（※2）で除した値に、当該施設の延床面積（m²）（※3）を乗じたものを、当該施設の電力需要量推計値とすることもできます。

（※1）エネルギー消費統計データ（TJ）から電力消費量（kWh）への換算は
1TJ=277,800kWhを利用します。

（※2）A県の業務施設延床面積（m²）は、「固定資産の価格等の概要調書」（総務省）の情報により把握します。

（※3）施設の延床面積（m²）は、例えば、固定資産税台帳情報や都市計画基礎調査情報を活用するほか、外観の実測や類似建物等から推計することにより把握します。
なお、各情報は、個人情報の取扱いルールが各地方公共団体で異なるため、各地方公共団体のルールに従い、情報を取得する必要があります。

（参考）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編」の「2-3. 区域の温室効果ガス排出量の現況推計手法」

3 住宅等については、住民等の電力需要家に対するアンケート調査や個別のヒアリング等により把握、又は、平均的な電力需要量に対象となる住宅等の戸数を乗じることで推計します。

家庭部門の電力需要量については、A県のエネルギー消費統計データから得られた家庭部門電力消費量（kWh）をA県の世帯数（※4）で除した値に、脱炭素先行地域内にある世帯数（※4）を乗じたものを、当該地域における住宅等の電力需要量推計値とすることもできます。

（※4）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から把握します。

4 新たに建設・開発する施設等については、予定する施設等の建設仕様がある場合はその設計図書等から、又は、類似施設等の電力使用量のデータを基に推計します。

▼ 確認事項の該当性の確認方法（電力需要量）

脱炭素先行地域内の民生部門の「電力需要量」算定イメージ

民生部門の電力需要量は、電力需要家ごとに電力需要量の実績値（直近年度）を把握するとともに推計により算定を行い、これらを積み上げることで算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{民生部門の電力需要量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{電力需要家 a の} \\ \text{電力需要量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{電力需要家 b の} \\ \text{電力需要量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} \cdots +$$

「電力需要家の電力需要量」算定イメージ

電力需要家の電力需要量は「購入している電力量」と「自家消費等の電力量」を足し合わせた電力量となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電力需要家の} \\ \text{電力需要量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{購入している電力量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{自家消費等の電力量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array}$$

▼ 確認事項の該当性の確認方法（再エネ等電力供給量）

② 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量 (kWh)

自家消費等

脱炭素先行地域の対象となる電力需要家は、まずは、自ら脱炭素先行地域の対象となる施設（以下「対象施設」という。）に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を消費する、又は、自ら対象施設の外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自営線等により対象施設に供給して消費することが必要です。

相対契約等

次に、自ら設置した再エネ発電設備による発電量のみでは当該脱炭素先行地域内の電力需要量を賄えない場合は、再エネ電力を供給する事業者（小売電気事業者等）と電力供給契約を結ぶことで再エネ電力を調達することもできます。

再エネ等電力証書の活用

さらに、不足する場合は、再エネ等電力証書によりCO2排出量を相殺することも可とします。

なお、固定価格買取制度（FIT制度）を利用して発電・売電される電力を脱炭素先行地域内で消費する場合は、環境価値が付加された状態で調達されたものを除き「再エネ等の電力供給量」には含みません。

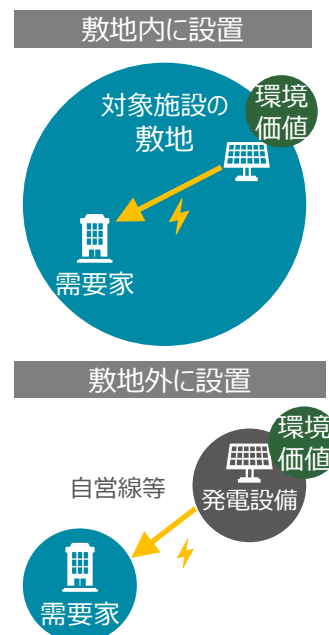
＜再エネ等の電力供給量の算出方法＞

1 自家消費等

自ら対象施設の敷地内に設置した再エネ発電設備で発電した電力量（対象施設の需要量分に限る）、又は、自ら対象施設の敷地外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自営線等により対象施設に供給して消費する電力量。（※1）（※2）

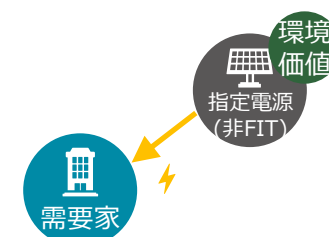
（※1）リース契約、PPA（ESP（Energy Service Provider）等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、地域内電力需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。オンサイト/オフサイトがある）により設置するものも含まれます。

（※2）時間帯によって需給バランスが必ずしも一致しないことにより発生する余剰電力を脱炭素先行地域外に売電しているものも「再エネ等の電力供給量」に含まれるものとします。



2 相対契約

地域内電力需要家が、再エネ電源（非FIT・卒FIT）を指定した上で小売電気事業者等から電気と環境価値が付加された状態で調達し消費する電力量。



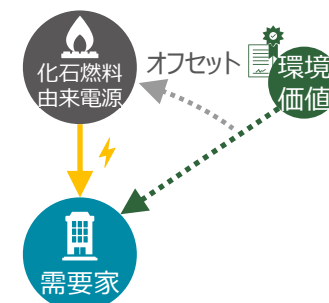
3 小売電気事業者等の再エネメニューの活用

地域内電力需要家が、小売電気事業者等から、非再エネ電力や再エネ電力（FIT）を環境価値が付加された状態で調達し消費する電力量。



4 再エネ等電力証書の活用

地域内電力需要家が、再エネ等電力証書を活用してCO2排出量を相殺（オフセット）した電力量。再エネ等電力証書は、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量（J-クレジット、グリーン電力証書、JCM、非化石証書等）を基本とする。なお、電力需要家の当該対象施設の電力使用量のうち、オフセット調整に使用する量のみとします。



凡例 ●：対象施設の敷地 ●：対象施設以外の敷地 再エネ等電力証書

▼確認事項の該当性の確認方法（再エネ等電力供給量）

脱炭素先行地域内の民生部門に供給される「再エネ等の電力供給量」算定イメージ

脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要家ごとに供給される「再エネ等の電力供給量」は、需要家ごとに実績値（直近年度）を把握するとともに推計を行い、これらを積み上げることで算定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{再エネ等電力供給量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{電力需要家 a の} \\ \text{再エネ等電力供給量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{電力需要家 b の} \\ \text{再エネ等電力供給量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} \cdots +$$

電力需要家に供給される「再エネ等の電力供給量」算定イメージ

需要家の再エネ等の電力供給量は「自家消費等の電力量」「再エネ電力メニュー等の購入電力量」「証書によるオフセットした電力量」を足し合わせた電力量となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{再エネ等電力供給量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自家消費等の} \\ \text{電力量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{再エネ電力メニュー等の} \\ \text{購入電力量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{証書による} \\ \text{オフセットした電力量} \\ \text{(kWh/年)} \\ \hline \end{array}$$

③ 脱炭素先行地域内の民生部門の省エネによる電力削減量（kWh）

省エネ対策によって削減が見込まれる電力量は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（※1）や機器製造事業者や建築事業者、機器販売事業者による省エネシミュレーション結果等を用いて推計することができます。

（※1）https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

また、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル(算定手法編)」に記載されている以下の2つの手法を用いることも考えられます。（※2）

- ・ 省エネ設備導入量に削減量原単位を乗じて年間のCO2削減量を推計(対策指標当たりの削減量原単位による評価)
- ・ 施設の年間エネルギー使用量に導入する省エネ設備のエネルギー削減率を乗じてエネルギー削減量を推計(設備のエネルギー削減率による評価)

（※2）推計方法によっては削減量がCO2排出量で算定されますが、その場合は、省令で定める電気事業者ごとの調整後排出係数（<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>）を用いてCO2排出量から電力量に割り戻して省エネによる電力削減量を求めることが考えられます。

脱炭素先行地域内の民生部門の「省エネによる電力削減量」算定イメージ

脱炭素先行地域内の民生部門の「省エネによる電力削減量」は、電力需要家ごとに実施される省エネ対策によって削減が見込まれる電力量の推計を行い、積み上げることで算定します。

省エネによる 電力削減量 (kWh/年)	=	電力需要家 a の 省エネによる電力削減量 (kWh/年)	+	電力需要家 b の 省エネによる電力削減量 (kWh/年)	… +
電力需要家 a の 省エネによる電力削減量 (kWh/年)	=	取組 a 1 の 省エネによる電力削減量 (kWh/年)	+	取組 a 2 の 省エネによる電力削減量 (kWh/年)	… +

地域特性に応じた温暖化対策の取組(民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO₂やCO₂以外の温室効果ガスの排出等、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること)

確認事項

- ・ 地域特性に応じ、民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上であること

評価事項

- ・ 地域特性に応じた取組であること。温室効果ガス削減の効果及び規模が大きいこと
- ・ 対象となる関係者との合意形成の見通しを踏まえた取組となっていること
- ・ 今ある技術を活用し、全国の多くの地域で取り組みやすいものであること
- ・ 技術的に確立されているが、社会実装された例が少なく先進性があること

「地域特性に応じた温暖化対策の取組」算定イメージ

取組ごとのCO₂排出量の削減量を算定し、積み上げてください。

地域特性に応じた温暖化対策の取組
によるCO₂削減量
(t-CO₂/年)

=

取組 a による
CO₂削減量
(t-CO₂/年)

+

取組 b による
CO₂削減量
(t-CO₂/年)

... +

▼取組の例

- ① 運輸部門（自動車・交通/EV,FCV,EVスタンド等）
 - ・ 自家用車・社用車・公用車・タクシー・短距離用配送車両・バス・廃棄物収集運搬車等へのEV/PHEV/FCVの活用などゼロカーボンドライブの推進
- ② 産業部門（工業、農林水産業等）
 - ・ 再エネ活用型データセンターの設置・運営
 - ・ 農林水産業における取組（再エネ活用型農林水産施設の導入、ソーラーシェアリングの導入、雪氷熱等の自然エネルギーを利用した栽培方法等）
- ③ 熱利用・供給
 - ・ 太陽熱、地中熱、下水熱等
 - ・ 地域資源を活用したバイオマスボイラーの導入による重油等化石燃料の削減
- ④ 非エネルギー起源（廃棄物・下水処理）
 - ・ 再生材や再生可能使用資源等のプラスチック資源循環の総合的な推進や食品廃棄ゼロエリアの創出
 - ・ 下水汚泥の減容化による汚泥焼却に要する補助燃料の消費量及び汚泥焼却に伴い発生するN₂O排出量の削減。
- ⑤ CO₂貯留（森林吸収源等）
 - ・ 森林や里山、都市公園・緑地等の地域の自然資源を適切に整備・保全することによる林業の活性化、CO₂吸収量の確保等

確認事項

- 再エネ情報提供システム（REPOS）等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること

評価事項

- 脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること
- 実地調査や衛星写真を使用した調査（FS調査等）を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること
- 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること

▼再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS（リーポス）」

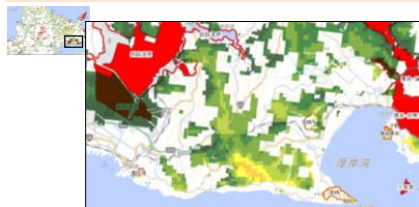
環境省は、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：Renewable Energy Potential System）」を開発しています。

全国・地域別のポテンシャル（太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱）に加えて、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（景観、鳥獣保護区域、国立公園等）やハザードマップも連携して表示することができます。

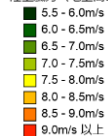
また、地方公共団体実行計画や再生可能エネルギー関連計画等を策定する際に参考となる情報を「地域脱炭素化促進支援メニュー」にて提供しています。

特徴 1

地域情報・環境情報と統合（環境影響情報サイトと自動連携）

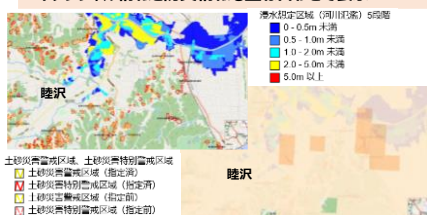


陸上風力（地上高80m）

国指定鳥獣保護区
特別保護指定区域
特別保護地区
鳥獣保護区

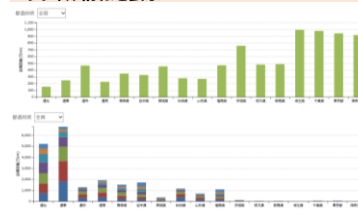
特徴 2

ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示

住宅系
住宅用建築物
1,000kW/km²未満
1,000 - 5,000kW/km²
5,000 - 7,500kW/km²
7,500 - 10,000kW/km²
10,000kW/km²以上

特徴 3

自治体別（都道府県別、市町村別）に再エネポテンシャル情報を表示



特徴 4

自治体別（都道府県別、市町村別）に再エネ導入実績を表示

導入実績に特すき情報	導入実績	単位
太陽光	100kW未満	0.121 MW
太陽光	100kW以上	0.271 MW
風力	500kW	0.388 MW
風力	500kW以上	0.000 MW
バイオマス		0.000 MW
地熱		0.000 MW
再生可能エネルギー（電力）合計		0.382 MW
再生可能エネルギー（電力）合計		803.281 MW/年

再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy>

確認事項

- 地域の産業、暮らし、交通、公共等の分野で、その地域の強みを生かし、地方創生に寄与する取組であること
- 取組を通じて得られる地域経済効果（直接的効果、波及効果）、防災効果、暮らしの質の向上などに係る効果について、定量的・定性的に記述されていること

評価事項

- 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決（雇用確保、産業維持・育成、地域ビジネス創生、レジリエンス向上、生活の質の向上等）に向けた取組が、適切に説明されていること
- 当該地域の課題解決に向けたKPI（重要業績評価指標）が適切に設定されるとともに、KPIの改善について、その根拠や方法が適切に説明されていること
- 効果の大きさ・広がり、独創性等の度合いが大きいものであること

※ 環境省では「環境省ローカルSDGs－地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、再エネ等の地域資源を活用した自立・分散型社会の構築を進める地域を支援しており、地域課題の解決に向けた取組の参考となる事例集等も以下よりご覧いただけますのでご利用ください。

参考：環境省ローカルSDGs～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～
<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

▼取組の例

具体例 1

地域固有の課題：

現在、市全体のCO2排出量のうち民生業務部門は約50%と比較的高い割合であるが、Aエリアにおいて情報サービス関連企業の誘致を進めていることから、民生業務部門における電力需要量、それに伴う市全体のCO2排出量の大幅な増加が懸念される。

先行地域の取組による地域課題解決について：

Aエリアを先行地域とした上で、同地域内の情報サービス関連企業に再エネ設備の導入を進めRE100を実施し、再エネ地産地消のまちとしてのブランド力を高め、さらなる企業誘致とCO2削減の両立を図る。

K P I（重要業績評価指標）：

指標：域内におけるRE100企業数

現在（令和4年4月）：2社

最終年度：30社

KPI設定根拠：RE100企業の数そのものが、域内の脱炭素の程度を評価できると考えられるため

KPI改善根拠・方法：市の企業誘致に係るパンフレット等に、先行地域の取組による経済効果や活用可能な補助金を掲載するほか、先行地域内の企業同士が情報共有・人材育成等で連携できる場の創出を行う。これにより、現在実施している2社に加え、域内への新規立地を検討している28社がRE100を実施すると見込む。

具体例 2

地域固有の課題：

Bニュータウンにおいて、公共インフラや公的賃貸住宅等の老朽化と相まって、特に若年層の転出が進み、高齢化が進行（10年間で高齢化率が10%上昇）している。

先行地域の取組による地域課題解決について：

高齢者をはじめ全ての住民が安心して住み続けられるよう、老朽化した公共インフラの再編とあわせた再エネ導入とZEH化を推進することにより、レジリエンスに加え都市ブランド力の強化を図り、転出超過の20歳代から30歳代の世代の転入や定着を図る。

K P I（重要業績評価指標）：

指標：Bニュータウン全人口に対する40歳以下の人口割合

現在（令和4年4月）：35%

最終年度：40%

KPI設定根拠：環境整備を進めることにより、20～30歳代の人口が増加すると見込まれるため（高齢化率も引き下げられると考えられる。）

KPI改善根拠・方法：老朽化した公的賃貸住宅について、約7割は民間事業者による建替えを行うとともに、残りの約3割については、設備や間取りなど若い子育て世代のニーズに沿ったリノベーションを年平均30戸行う。これにより、年平均100世帯、330人の子育て世代の流入を見込む。

公的賃貸住宅のリノベーションについては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のほか、関係省庁補助金を活用し5ヵ年で計画的に進める。民間事業者による建替え等については、本市が実施している省エネ住宅に対する補助金30万円／戸に加え、交付金等を活用した住宅建設に関する補助を行う。

また、若者世代が市外から転入した際には、50万円／世帯（中学生以下の子ども1人あたり5万円加算）を移設費用として補助する。

確認事項

- ・ 各エリアの特性を踏まえつつ、具体的に脱炭素先行地域の範囲を特定すること
- ・ 脱炭素先行地域の範囲内の民生部門電力需要家を原則全て対象としていること
- ・ 例外として、脱炭素先行地域の範囲を特定せず、施設群の類型とする場合は、それらの場所を具体的に特定した上で、エネルギー管理の一元化等が図られていること

評価事項

- ・ 地域課題との関連性など、設定する範囲の考え方が合理的であること
- ・ 範囲の設定の仕方が、例えば以下に掲げる観点で優れていること
 - － 既存民間施設の取組など難易度が高く、意欲的な範囲を設定していること
 - － 地域特性を踏まえ、他の地方公共団体との連携を具体的に構築していること

参考：脱炭素先行地域の設定のあり方

地方公共団体全域を設定する場合
A村



一部の地域を設定する場合

B市



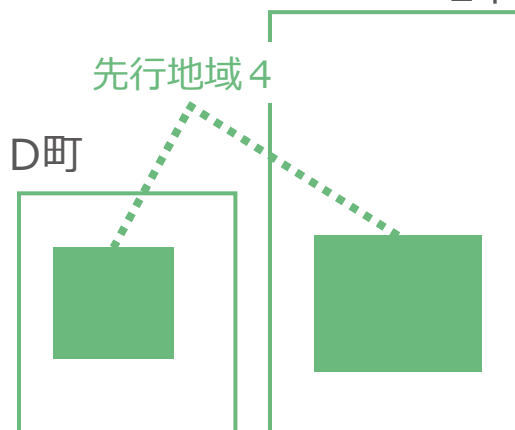
複数の地域を設定する場合

C町



複数の地方公共団体で連携して地域を設定する場合

E市



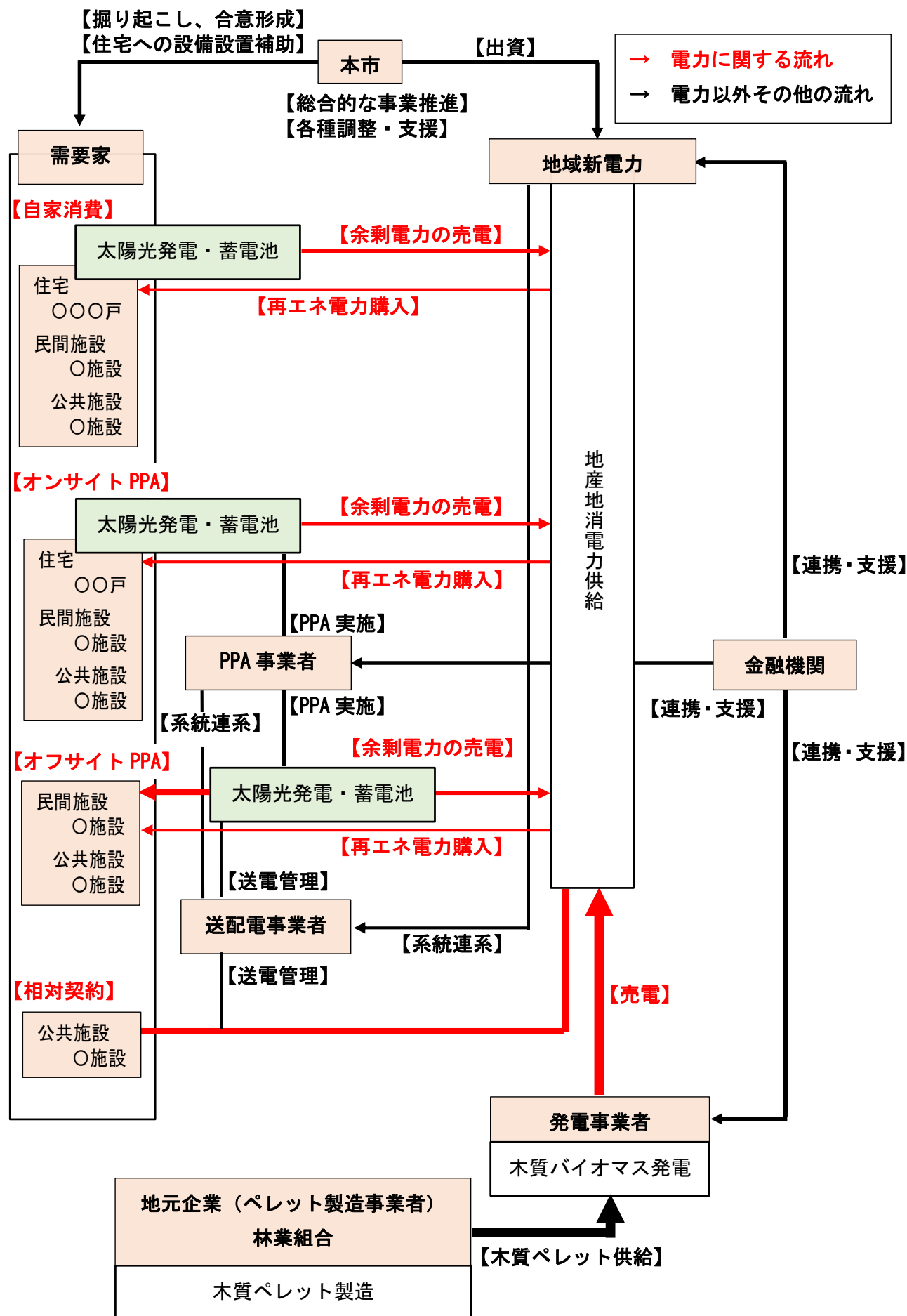
※ 複数エリアを対象とする場合は、エリア同士の関係性や一体性についても説明できることが必要

確認事項

- 計画に記載すべき内容が具体的であること（計画に不確実性がある場合でも、少なくとも5年程度の具体的な取組及びその後の取組の方針が記載されていること）
- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること
- 各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られる見込みであること

評価事項

- 関係者（※）間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること
（※）再エネ発電等事業者、送配電事業者、商工会、地元企業、自治会等
- 金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること
- 脱炭素に関する先導的な取組や地域新電力の設立に係る実績があるなど、事業を着実に実行できる経験を有すること



確認事項

- ・ 事業の進捗管理の実施方針が示され、かつ、進捗管理の体制が示されていること

評価事項

- ・ アクションプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価体制となっていること

確認事項

- ・ 展開可能性のある他の地域（他市区町村の類似地域及び同一市区町村内の他の地域）が具体的に示されていること

評価事項

- ・ モデル性に優れていること（対象地域の特性上、展開可能性のある類似地域等が多いこと）
- ・ 波及効果、アナウンス効果等に優れていること
- ・ 他地域への展開の具体策（住民の行動変容を含む）が示されていること

▼他地域への展開の例**①類似市区町村への拡大****【モデル性（展開可能性のある類似地域）】**

対象地域は市の中心市街地であり、集合住宅やオフィスビル、市庁舎等が多く含まれるエリアである。市内の再エネポテンシャルが限られていることから、自家消費等に加え、再エネポテンシャルの高い地域とも連携して再エネ電力を調達するほか、再エネ電力メニューを活用し、脱炭素を実現する。

当該地域は人口集中地区であり、全国に約800の地方公共団体において、約1,300の人口集中地区があることから、本市の取組のモデル性は高いと考えられる。

【波及効果・アナウンス効果・類似地域への展開に向けた具体策】

本市の対象地域は、鉄道のターミナル駅があることから、市内外の往来も活発であり、地域内の対象施設の利用者も2.4万人／日と多い。また、対象施設には、全国各地に支店を展開する民間事業者が入居していることから、当該事業者が他市区町村へも同様の取組を実施するなど大きな波及効果が期待される。

その上で、先行地域での取組を紹介する映像資料を公開するとともに、イベント開催により類似市区町村へ広く情報提供を行う。また、他の地方公共団体からの定期的な視察の受入れを行う予定である。

②市内その他の地域への拡大**【市内への波及効果・アナウンス効果（市内への展開に向けた具体策）】**

先行地域のエリアは、本市の中心市街地を対象としており、先行地域の取組は本市内の他の市街地エリアにも展開することが可能である。

その上で、先行地域の取組を契機として、市民・事業者へ脱炭素の取組の重要性について理解を深める活動（地方公共団体広報誌での紹介、定期的な説明会、環境イベントの開催等）を年4回程度実施する。また、導入した再エネ発電量や省エネCO2機器のエネルギー消費量をモニターなどにリアルタイムで表示する「見える化」による利用者への意識啓発を図るほか、スマートフォン等のアプリを活用して公共交通機関や自転車の利用促進などの住民の行動変容を促進するサービスを提供する。

確認事項

- 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、速やかに、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定するとともに、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること
- 上記により策定又は改定をしていない場合、その予定時期の目安を示すこと

評価事項

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）で定める（又は定める予定の）目標が、改定後の地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）と同等の目標であり、それを達成するための取組が示されていること
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定している、又は設定する方針が示されていること

参考：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/

策定・実施マニュアル・ツール類

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html

04 提案手続き

1 提案者

脱炭素先行地域の計画提案は、以下のいずれかの者により行うことができます。なお、いずれも主たる提案者が地方公共団体であることが必要となります。

- ・ 地方公共団体（市区町村、都道府県等）
- ・ 複数の地方公共団体の共同提案
- ・ 地方公共団体、民間企業、大学等の共同提案

2 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域に応募する地方公共団体は、3章に示す、脱炭素先行地域の選定の考え方を踏まえ、選定要件ごとに取り組内容を記載した計画提案資料を提出することとなります。

具体的には、脱炭素先行地域募集要領に定める計画提案書（様式1）及び計画提案概要（様式2）を提出してください。

なお、脱炭素先行地域の選定を受けようとする期間は、当該先行地域における取組を実施する全ての期間（最長2030年度まで）とします。

（様式1）計画提案書の記載事項

1. はじめに

- 1.1 提案地方公共団体の社会的・地理的特性
- 1.2 温室効果ガス排出の実態
- 1.3 地域課題

2. 脱炭素先行地域における取組

- 2.1 脱炭素先行地域の概要
- 2.2 対象とする地域の位置・範囲
- 2.3 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
 - （1）再エネ賦存量を踏まえた再エネ導入可能量
 - （2）新規の再エネ発電設備の導入予定
 - （3）活用可能な既存の再エネ発電設備の状況
- 2.4 民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの取組
 - （1）実施する取組の具体的内容
 - （2）事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（交付金、補助金等）

2.5 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組

- (1) 実施する取組内容・地域特性を踏まえた実施理由と取組効果
- (2) 事業費の額（各年度）、活用を想定している国の事業（補助金等）

2.6 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

2.7 他地域への展開

3. 実施スケジュール等

3.1 各年度の取組概要とスケジュール

3.2 直近5年間で実施する具体的取組等

4. 関係者との連携体制と合意形成状況等

4.1 関係者との連携体制と合意形成状況

4.2 事業継続性

4.3 地方公共団体内部の推進体制

- (1) 推進体制
- (2) 進捗管理の実施体制・方針

4.4 これまでの脱炭素に関する取組

5. 2030年度までに目指す地域脱炭素の姿

（様式2）計画提案概要の記載事項

計画全体の概要をまとめた資料を作成ください。

3 提出資料の様式、提出方法

1. 提出資料の様式(脱炭素先行地域募集要領を参照)

様式1: 脱炭素先行地域計画提案書

様式2: 脱炭素先行地域計画提案概要

2. 資料の提出方法

■ 提出先 地方環境事務所 (P34 問い合わせ先を参照)

■ 提出方法 電子メールによる提出

※ メール件名は、「【提出】(6桁の都道府県・市区町村コード) (提出日 4 桁) (提案者名) 脱炭素先行地域提案資料」としてください。

※ Word形式(様式1)、PPT形式(様式2)及びPDF形式(様式1・様式2)にて提出してください。

3. 提出資料の取扱い

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料は原則公表します。非公表扱いを希望する箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。ただし、提出時に非公表で記載されている箇所についても、選定後、再度公表の可否等を精査いただく予定です。

4 提案に当たっての留意事項

提案内容に係る事務局(環境省本省、地方環境事務所)への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案にあたり、評価委員会委員、環境省幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。

05

取組状況のフォローアップ等

1 進捗管理・計画最終年度の取組評価

選定地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組の結果報告を行います。

選定地方公共団体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言するとともに、計画の最終年度末に、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会や関係機関の意見を聴取した上で計画内容を変更するとともに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取消しを行うことがあります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域取扱要領」によるものとします。

2 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所等は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。また、地方環境事務所等が窓口となり、選定地方公共団体に対して情報提供等のサポートを随時行います。

なお、選定地方公共団体については、選定された計画の内容や取組の進捗状況について、環境省等が主催するイベントにおいて発表いただくなど情報発信にご協力いただく予定です。また、他の地域に同様の取組が広がっていくように、環境省として、今後様々な機会を通じて、選定地方公共団体同士やこれから地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体と交流する場を提供する予定です。

06

主な関連予算（環境省）

※詳しくは「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」をご確認ください。（P33 脱炭素地域づくり支援サイト 支援メニュー等）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

2. 重点対策加速化事業への支援

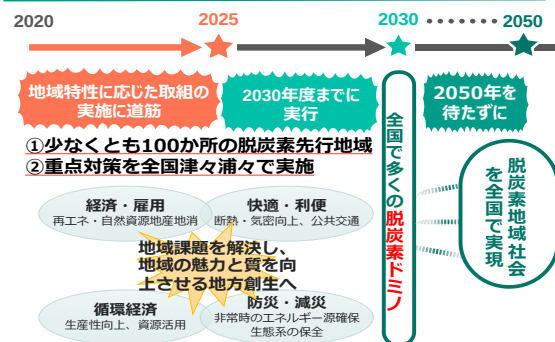
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

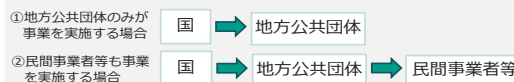
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※、重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



お問合せ先：環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）
対象事業	（1）CO2排出削減に向けた設備導入事業（①は必須） ①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コージェネ等） （2）効果促進事業 （1）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等	①～⑤のうち2つ以上を実施（①又は②は必須） ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業） ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業） ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業） ⑤ゼロカーボン・ドライブ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る 〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕
交付率	原則2/3 ※①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4、②③の一部は定額	2/3～1/3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能）。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額 800百万円（1,200百万円）】
【令和3年度補正予算額 1,650百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

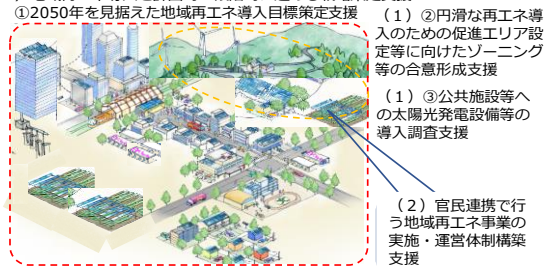
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助 (定率)、(2) 間接補助 (定率)、(3) 委託事業
- 補助・委託対象 (1) ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2) 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※ (1) ③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援



(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率3/4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※ (1) ③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

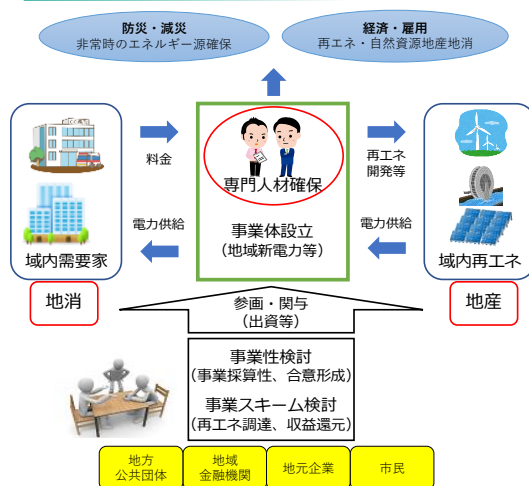
- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立に必要な需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

＜補助率について＞事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
 ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2/3
 ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1/2
 ◆上記以外の場合1/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2/3、1/2、1/3）
- 補助対象 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地方環境事務所を核として地域に根ざした脱炭素の取組の具体化を図る。また、地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が、事業の実施に必要な地域の中核人材等に対し、他の地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る。さらに、地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

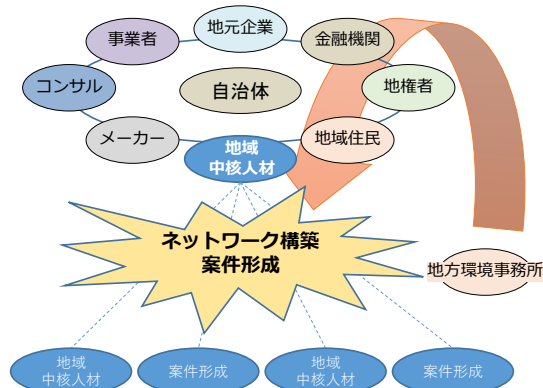
2. 事業内容

- ① 地域人材に対する研修・コンサルティングやネットワーク構築を通じた活動支援
地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材を育成し、他地域の中核人材やこれから取り組む地域の人材とのネットワークや相互学習の体制を構築する。
- ② 促進エリア設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。
- ③ 地方環境事務所における地域の脱炭素化実装に向けた支援事業
地方環境事務所が核となり、各省地方支分部局と連携して、地域の再エネの利用促進等のための取組や、地域の企業や外部有識者等と連携して、地域に根ざした脱炭素取組を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(3)③は令和4年度～

4. 事業イメージ



目指す人材像＝地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

お問合せ先：環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

07 参考情報

- 脱炭素地域づくり支援サイト
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>
 - 脱炭素先行地域
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>
 - 脱炭素先行地域 選定結果
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#regions>
 - 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>
 - 支援メニュー等
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>
- 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/
- 脱炭素ポータル
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/index.html
- 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>
- 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
- 再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)]
<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy>
- 環境省ローカルSDGs ～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～
<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

問い合わせ先

事務所	問合せ先メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-HOKKAIDO@env.go.jp 011-299-2460	北海道
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-tohoku@env.go.jp 022-207-0734	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env.go.jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KANTO@env.go.jp 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 静岡県
中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUBU@env.go.jp 052-385-4248	富山県・石川県・福井県・ 長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-Kinki@env.go.jp 06-6881-6511	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp 086-223-1577	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国事務所 地域脱炭素創生室	CN-SHIKOKU@env.go.jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 096-322-2411	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体を除く）
沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 098-836-6400	鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体） 沖縄県

